

2 未来を担う人材の育成

1) 教育環境の充実

2) 特色ある学校教育の推進

3) 家庭教育・青少年育成

4) 人権尊重・国際平和

5) 男女共同参画

I みんなで未来を拓くまち

2 未来を担う人材の育成

1) 教育環境の充実

◆◆現状◆◆

学校は、児童生徒に確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむために、安全安心な学びの場でなければなりません。

学校施設の耐震化対策については、平成25年度(2013)に耐震補強工事が完了しましたが、小中学校8校すべてにおいて、昭和40年代から50年代に建設されていることから、老朽化が進んでいます。

学校は、家庭・地域社会・関係機関等と連携して、防犯・防災教育や交通安全教育の充実、学校の危機管理体制の整備、通学路や校区の安全確保に努めてきました。

教員の指導力向上や各学校の課題解決をめざす研修計画の作成と着実な実施に努めるとともに、学習支援員、教育支援員、特別支援教育支援員など町独自の職員を配置し、個に応じたきめ細かな指導の充実を図っています。

また、国際性をはぐくむ教育を推進するためのALT*や英語支援員の配置、特別支援教育の充実のための特別支援学級助員の配置、新しい時代に対応するためのICT*環境の整備などに取り組み、特色ある教育活動の展開を進めています。さらに、学校司書を配置し学校図書館を充実させるとともに、読書の楽しさや意義を体得させる効果的な取組をとおして読書活動を充実させ、豊かな心をはぐくむ教育に取り組んでいます。

学校給食では、栄養バランスのとれた豊かな食事を児童生徒に提供することにより健康の保持増進、体位の向上を図るとともに児童生徒が安心して食べられるように徹底した衛生管理を行っています。

経済的な支援については、幼児教育の普及と保護や負担の軽減を図るため幼稚園就園奨励費を補助し、また、経済的な理由によって就学困難な家庭に対しては、国や町の規定に基づき就学援助を行っています。

◆◆課題◆◆

学校施設の老朽化対策については、中長期的な整備計画を策定した上で、長寿命化を図っていく必要があります。

また、児童生徒が安全に生活できる環境を整備するため、安全教育の一層の充実や安全管理の徹底、ボランティアによる通学路や校区のパトロールなど、地域ぐるみの安全対策が求められています。

学校教育の質を高めるため、計画的に学習環境の整備や教員の資質・能力の向上、多様な人材の配置に努めていく必要があります。児童生徒が生涯にわたり健康に生活していけるように、栄養や食事のとり方などについて正しい知識を身につけることができるよう学校給食を生きた教材として活用し、食育の推進を図っていく必要があります。

※ICT：Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

※ALT：Assistant Language Teacher の略。小中学校の外国語活動、英語の授業で教師を補助する外国人助手のこと。

今後の施策



① 学校の施設や設備の整備【教育総務課】

老朽化が進む町内8校それぞれについて、中長期的な整備計画を策定し長寿命化による学校の施設や設備の整備を図ります。

② 安全安心な学習環境の整備【学校教育課】

校舎内外、校区の安全点検に努め、危険箇所に対する速やかな環境整備を図ります。学校危機管理マニュアルの整備や活用を図り、防犯・防災に関する危機管理体制の充実を図ります。また、家庭や地域の協力を得て、校舎内外や校区のパトロールを実施し、児童生徒にとって安全安心な学校づくりを進めます。

③ 生きる力をはぐくむ教育の創造のための人材育成と配置【学校教育課】

確かな学力や豊かな心、健やかな体をはぐくむ教育活動を推進するため、優れた指導力と使命感を兼ね備えた教員の育成に努めるとともに、現在各学校に配置されている学習支援員、教育支援員、ALT、英語支援員、学校司書を今後も継続して配置していきます。また、各学校が特色ある教育活動を展開するため、地域の人材や教育支援ボランティアの活用を推進します。

④ 学校給食を通じた食育の充実【学校給食センター】

安全で豊かな学校給食を実施するため、衛生管理の徹底を図るとともに、みよし野菜等の食材をとり入れるなど、特色ある学校給食の実施に努めます。また、学校給食センターの調理場見学コースや体験学習コーナーを活用し、児童生徒が主体的に体験できる学習の場を設定し関心をもって学び、食に対する興味や理解を深めることができるよう食育の推進に努めます。

⑤ 就園・就学の支援【学校教育課】

保護者の経済的負担を軽減するため、就園・就学に対する奨励や援助を推進し、教育を受ける権利の保障に努めます。

●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～令和5年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
学校図書館蔵書達成率	96%	100%	100%
食育指導取組時間数	69 時間	70 時間	70 時間

I みんなで未来を拓くまち

2 未来を担う人材の育成

2) 特色ある学校教育の推進

◆◆現状◆◆

町には、小学校5校、中学校3校の8校の町立学校があり、児童生徒に生きる力をはぐくむことをめざし、小中学校間の連携を図りながら地域や学校の特色を活かすとともに児童生徒の心身の発達段階や特性を考慮した創意ある教育活動を展開しています。

また、児童生徒の抱える悩みや不安を解消し、問題行動等の予防と解決を図るとともに、一人ひとり教育的ニーズの把握に努め、より望ましい成長と自己実現を支援できるよう、家庭や地域社会、関係諸機関と連携して、教育相談・生徒指導、進路指導・キャリア教育、就学支援の充実等に取り組んでいます。

◆◆課題◆◆

変化の激しい社会を子どもたちが主体的、創造的に生き抜いていくためには、基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させる必要があります。さらに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力や意欲的に学習に取り組む態度を養うことが重要です。

また、基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性やたくましく生きるための健康や体力をはぐくむ必要があります。

一方、グローバル化^{*}の進展やICTの発達や普及に伴い、変化の激しい社会へ移行しています。そのようななかで、情報活用能力の基礎的な資質や能力を育成していくことや、体験活動等とおし環境や資源・エネルギーの問題に対応した持続可能な社会の構築のための教育、科学技術を担う人材の育成など、今日的課題に対応した教育の必要性が高まっています。

いじめは人権を侵害する行為であり、心身へ苦痛を与える行為は犯罪です。子どもたちに、いつも相手の立場や気持ちを考えて行動する大切さを学ばせなければなりません。いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得るとの認識の下、学校、家庭、地域、関係機関が一体となって、児童生徒にいじめを許さない意識を醸成するとともに、いじめを早期に発見し、徹底した対応に取り組む必要があります。

今後、学校の教育活動を一層充実させるため、幼稚園、保育所、家庭、地域社会などとの連携の下、地域の教育力や教育資源を積極的に活用し豊かな体験的活動の実施やボランティアによる授業支援など、特色ある教育活動を展開することが重要です。

^{*}グローバル化： 国家、地域などタテ割りの境界を超え、地域が1つの単位になる変動の趨勢や過程のこと。

今後の施策



① 生きる力をはぐくむ授業の創造【学校教育課】

学習指導要領の趣旨をふまえ、小中学校の連携を図りながら、知識及び技能を確実に習得させるとともに、これらの活用を図る活動を充実させ、思考力、判断力、表現力等をはぐくむよう努めます。

② 心豊かな児童生徒の育成【学校教育課】

児童生徒一人ひとりの特徴や傾向を理解し、深い信頼関係に基づく指導・支援に努めるとともに、児童生徒の好ましい人間関係づくりを進めます。また、道徳教育や読書活動、体験的な活動をとおして、自主的で協力的な態度を養い、心豊かな児童生徒の育成に努めます。

③ 健康や体力をはぐくむ教育【学校教育課】

生涯にわたって運動に親しむ資質や能力及び健康保持のための実践力を育てます。さらに、食育、性に関する指導、薬物乱用防止教育など、今日的課題に対応する教育を推進します。

④ 時代の変化に対応する教育の推進【学校教育課】 **重点プロジェクト**

グローバル化に対応する力をはぐくむ教育を推進するとともに、外国語教育の充実を図ります。学校ICT環境の整備や活用を推進し、児童生徒の情報活用能力を育成します。また、環境教育、資源・エネルギー教育等、社会的課題に対応する教育を推進します。

⑤ 教育的支援の充実【学校教育課】

児童生徒一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、適切な教育的支援を進めます。自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、進路指導やキャリア教育の充実に努めます。また、いじめ、不登校について、学校をあげて組織的な取組を進めます。

⑥ 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進【学校教育課】

コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動や子どもの健全育成をより一層、推進します。また、学校公開や学校だより、ホームページ等を活用して教育活動を積極的に発信し、学校をより開かれたものにするるとともに町全体で教育に取り組む機運を高めます。

●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～令和 5 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
全国学力・学習状況調査 (全国平均を上回る領域)	1/4 教科	3/4 教科	4/4 教科
児童生徒新体力テスト (県平均を上回る割合)	58%	60%	80%
不登校発生割合(小/中・%)	0.71/3.44	0.40/2.50	0.1/2.0

I みんなで未来を拓くまち

2 未来を担う人材の育成

3) 家庭教育・青少年育成

◆◆現状◆◆

近年、町においても核家族化や共働き世帯の増加、少子化が進行し、地域コミュニティの維持形成が難しくなっています。子育て家庭の孤立や青少年が将来に希望を持って豊かに成長することが難しい現状もあります。

家庭の教育力の向上は、子どもたちが健やかに育つ基盤であり、基本的な生活習慣や自立心、自制心などの育成において重要なことです。

また、青少年をとりまく環境は、情報ネットワークの発達とともに多様化し複雑化しています。青少年が犯罪に巻き込まれる被害が深刻な問題となっています。

学校、家庭、地域が連携、協働し、ともに青少年を健全に育成できる環境づくりを進めていくことが不可欠です。

◆◆課題◆◆

家庭の教育力の向上については、学校やPTAなどと協力し、「親の学習」「家庭教育学級」などの事業を推進し、保護者自らがその役割と責任を自覚して、子どもたちと向き合い、住民同士のつながりを深め、地域のなかで育て合うことが必要です。

青少年の不安や悩みを相談し、解消できる相談体制の整備が求められています。

情報ネットワークの発達や情報の多様化にともなう青少年への被害を解消するため、子育て家庭への情報提供や、学校、家庭、地域の連携体制づくりが課題となっています。

今後の施策



① 「親の学習」「家庭教育学級」等の活動の充実【社会教育課】

家庭の教育力向上と、豊かな青少年健全育成のため、小中学校やPTAと連携を図り「親の学習」「家庭教育学級」等の事業を展開します。

② 学校・関係団体との連携による非行等の防止【社会教育課】

青少年育成組織の強化と有害環境の対策として、青少年推進員を中心に地域の見守りを進めるとともに、「子ども110番の家事業」を進めます。また、各関係機関と連携して相談体制の整備を図ります。

③ 青少年健全育成の推進【社会教育課】

学校、行政区、子ども会育成会、青少年相談員やジュニアボランティアリーダーをはじめ、地域の広範な団体や個人と連携し、青少年が主人公となる事業の実施や地域の学習支援活動を進めます。

●関連計画

計画名	計画期間
教育振興基本計画	平成 28 年度～令和 5 年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成 30 年度)	令和 3 年度 目標値	令和 5 年度 目標値
家庭教育学級講座数	33 講座	40 講座	45 講座
子ども 110 番の家	135 件	240 件	300 件

I みんなで未来を拓くまち

2 未来を担う人材の育成

4) 人権尊重・国際平和

◆◇現状◆◇

21世紀は「人権の世紀」といわれるように、人権尊重の意識の高まりは世界的な潮流となっています。人権が尊重され、誰もが自分らしくいきいきと暮らせる社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活におけるさまざまな問題を人権の視点から見つめ、お互いを尊重し合うよう心がけることが大切です。

しかしながら、今日においても、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者などに対する差別や偏見が存在しており、近年では、LGBT*に関する差別や偏見、セクシュアル・ハラスメント*やドメスティック・バイオレンス*などの暴力、児童虐待、プライバシーの侵害、さらには、女性の就労環境において賃金格差や意思決定にかかわる地位に就任することが受け入れられないといったことが社会問題となっています。

住民の人権を擁護し尊重していくことは、まちづくりの基本です。住民一人ひとりが人権について正しく理解し、お互いを尊重しあいながら共生社会の実現に向けて努力することが求められます。町ではこれまでも各分野でさまざまな人権問題の解決に向けた啓発や教育を推進してきました。

また、町では弁護士、司法書士、行政書士などの専門家による各種住民相談窓口を開設しています。

◆◇課題◆◇

今後も関係機関との連携を強化し、人権意識の高揚を図る必要があります。

各種相談窓口について、住民の社会生活や家庭生活で生じている困難な問題や法律上の問題のために適切な指導助言を行うなど、相談事業の充実にも努める必要があります。

セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンスなどの暴力は、今日においても増加しており、その防止のための教育・啓発活動を積極的に行う必要があります。

安全安心な暮らしは住民の変わらぬ願いであり、平和はその最も重要な要素です。今後は、人権の尊重が平和の基礎であることをふまえながら、住民の平和意識の高揚を図り、国際社会を構成する一員として、人間らしく幸せに暮らす権利が互いに尊重される社会の実現をめざして施策を推進することが必要です。

*LGBT: Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性別越境者)の頭文字をとった単語でセクシュアルマイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。

*セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせ。

*ドメスティック・バイオレンス(DV)：同居関係にある配偶者や内縁関係、元夫婦、恋人など近親者間で起こる暴力のこと。

今後の施策



① 人権啓発・人権尊重意識の高揚【総務課/社会教育課/学校教育課】

住民一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、講演会や研究会の開催など、あらゆる機会を通じて人権教育や啓発活動を推進し、人権意識の高揚に努めます。

② 各種相談事業の充実【総務課】

社会生活や家庭生活に関する法律上の問題や住民の抱える心配事や悩み事、さまざまな人権問題について解決を図るため、各種相談窓口を開設します。庁内関係部署の連携により住民が相談しやすい体制づくりを推進し、相談事業のさらなる充実を図ります。

③ ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者支援の充実【総務課】

ドメスティック・バイオレンスを防止するための教育や啓発活動を積極的に行います。

また、関係機関やDV庁内連絡会議等との連携づくりを進め、シェルター[※]などの被害者支援活動に対する支援や情報提供に努めるなど被害者支援の充実を図ります。

④ 平和意識の高揚【総務課】

平和で豊かな社会を次の世代に引き継いでいくため、平和についての住民の意識を高めます。

●関連計画

計画名	計画期間
みよし男女共同参画プラン (第3次男女共同参画基本計画・ DV防止基本計画)	平成28年度～令和5年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
人権に関する取組参加者数	2,157人	2,550人	2,550人

※シェルター：ドメスティック・バイオレンス等に遭った被害者を、加害者から隔離し保護するための施設のこと。

I みんなで未来を拓くまち

2 未来を担う人材の育成

5) 男女共同参画

◆◇現状◆◇

社会情勢の急速な変化のなか、男女が対等な立場で、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現が重要な課題となり、国は女性活躍の推進に関する新たな法制度を整えています。また、近年では職場や家庭、地域社会においても性別等を越えた多様性を尊重し、ともに充実した安心な暮らしを築くことができる環境づくりが求められています。

町では、「思いやりと自分らしさを大切にすまち 三芳」を基本理念に掲げ、みよし男女共同参画プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向け、さまざまな事業に取り組んでいます。さらに、男女共同参画に対する認識をより深く定着させるため、「男女共同参画推進会議」との協働によるセミナーや講演会などを開催し、住民の男女共同参画に対する意識向上に向けて広く周知・啓発活動に取り組んでいます。

また、女性の視点や多様な考え方が反映される調和のとれたまちづくりを促進するため、各種審議会などにおける女性委員の積極的な登用を図るとともに、目標値を掲げ取り組んでいます。

◆◇課題◆◇

引き続き男女共同参画を推進し、意識の高揚を図っていくために政策の決定過程に女性の視点を反映させるため、各種審議会委員などに女性登用の目標値を設定し、推進していく必要があります。また、性別等の多様性について、住民の意識の向上のため、広く周知、啓発に取り組む必要があります。

女性が抱えるさまざまな心配事や悩み事の解消を図り、女性があらゆる分野で活躍できる社会の実現が求められます。

このことから、国の女性活躍推進に関する制度に基づきながら、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の実現に向けた気運の醸成や長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、男性の育児休業取得を促進するとともに、女性の活躍を妨げるさまざまな課題を解決し、理解を深めていく必要があります。

今後の施策



① 男女共同参画の促進と意識の高揚【総務課】

男女共同参画に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、「男女共同参画推進会議」との協働による町の特色を活かした事業を展開していきます。また、住民などに対し広く周知・啓発し、男女共同参画及び性別等の多様性についての理解を深めることに努めるとともに、これを推進するため条例の制定を検討します。

② 審議会委員などへの女性参画促進【総務課】

政策や方針の決定過程における女性委員の積極的な登用促進を図り、女性の視点や多様な考え方が反映される調和のとれたまちづくりを促進させます。また、各種審議会などにおける女性委員の比率を上げるための目標値を設定し、積極的な登用に努めます。

③ 女性相談事業の充実【総務課】

女性が抱える夫婦、家族、自分自身、職場や地域の人間関係、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなどさまざまな心配事や悩み事の解消を図るため、専門の心理カウンセラーによる相談窓口を開設し、女性が安心して相談できる環境を整えます。

④ 女性活躍の推進【総務課/観光産業課】

国の女性活躍を推進する施策に基づきながら、女性活躍に関する課題の把握を行い、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策を推進します。女性の活躍は、女性だけでなく男性にとっても働きやすい環境であることを浸透、定着させるため、広く周知・啓発します。

●関連計画

計画名	計画期間
みよし男女共同参画プラン (第3次男女共同参画基本計画・DV防止基本計画)	平成28年度～令和5年度

●達成目標

達成目標	現状値 (平成30年度)	令和3年度 目標値	令和5年度 目標値
各種審議会等への女性委員割合	28.1%	30%	▲